

○可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬に関する規則

平成 28 年 1 月 14 日
可茂衛生施設利用組合規則第 1 号

改正 平成28年 8 月 4 日組合規則第 4 号
令和元年 9 月 2 日組合規則第 5 号
令和 6 年 3 月 29 日組合規則第 3 号

平成30年 3 月 16 日組合規則第 6 号
令和 5 年 3 月 30 日組合規則第 4 号
令和 8 年 3 月 27 日組合規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年可茂衛生施設利用組合条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき、非常勤の特別職職員の報酬の額を定めるものとする。

(附属機関の委員の報酬額)

第 2 条 条例別表に規定する執行機関の附属機関である審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員の報酬の額は、次のとおりとする。

職区分		報酬額（日額）
指定管理者選定評価委員会委員		5,000円
一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員		12,000円
行政不服審査会委員		12,000円
情報公開・個人情報保護審査会委員		12,000円
プロポーザル審査委員会委員		5,000円
一般廃棄物処理施設整備基本計画審議委員会委員	識見を有する者	12,000円
	その他の委員	5,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年組合規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年組合規則第 6 号）

この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年組合規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年組合規則第 4 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年組合規則第 3 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年組合規則第 1 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。